

## 平成 24 年度第 6 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日 時	平成 24 年 10 月 22 日（月）17 時 00 分～19 時 20 分	場 所	佐倉市役所 1 号館 3 階会議室
出席者	懇話会委員：浅田委員、宇田川委員、神委員、高橋委員、武藤委員（委員長）、目等委員、吉村委員（五十音順）		
	事務局	井坂企画政策課長、亀田副主幹、齋藤副主幹、上野主査、渡部主査、舎人主査、呉屋主任主事	
	その他		
内 容			
<p>〔傍聴入場 2 名〕</p> <p><b>（1） 議事</b></p> <p>① 平成 24 年度の佐倉市行政評価（施策評価）について （委員長） 本日は 2 回に渡る部局との意見交換を踏まえ、意見書案の作成に向けて、委員の意見交換を行う。</p> <p>&lt;事務局による資料説明&gt; 資料 1 は、懇話会委員の質問項目に対する福祉部からの回答である。資料 2 は、議論の対象となった基本施策ごとの意見を論点整理表としてまとめたものである。</p> <p>（委員長） 担当課が適正に事務執行をしていると認識しているならば資料に問題が表出することはない。介護保険への市民からの苦情、介護保険関連のサービスに関して、佐倉市では新聞沙汰の問題になったようなことはあるか。そのようなことがないなら良い。</p> <p>（宇田川委員） 資料 1 の、2 頁の No.8 は社会福祉協議会に関する回答である。ここに「社会福祉協議会への補助金ほどの程度が適正な額か検討されたい」と加えてほしい。社会福祉協議会は社会福祉事業を行う法人であり、利益を追究する団体ではない。そこを指摘して、やみくもに補助金を減らすのではなく、評価の結果、補助金を減らす必要はないと判断する可能性もあるという趣旨を意見書に含められたい。</p> <p>（事務局） ご指摘のとおり書き加える。</p> <p>（委員長） 前回の会議における福祉部との意見交換後、委員間の意見交換は実施していない。</p> <p>（事務局説明） 資料 2 の 1 頁、「意見書案への要素」の欄の内容を検討して行くのが本日の作業となる。最終的な形では「行政活成果測定に関する意見書」6 頁の「今後の方向性・期待すること」欄の記載内容をまとめることとなる。資料 2 では、各基本施策の現状と課題ごとに、部局との意見交換の際に出された意見を「意見交換内容」に整理している。これをもとに、意見書の内容を詰めて行きたい。</p> <p>（委員長） では、基本施策ごとに意見を提案されたい。視点として、適正な評価が行われているか。基本施策、事業を評価する指標はこれでいいのか。また、目標値はこれでいいのか。今後の方向性や方針が施策の方向性と一致しているか。施策を推進するにあたり、他の事業や方法はないか。事業の実施にあたり手段の見直しを行うことができないかなども意見交換されたい。</p> <p>（宇田川委員） 敬老祝金は平成 23 年度の実績ベースで事業を続けると、財政上厳しい状況になると福祉部も認識し</p>			

ている。事業設置の理念もあり、簡単に事業を廃止することができないならば、平成 27 年度まで総支出を増やさないとし、単価を下げて行くのはどうか。マッサージ券も見直していくべきである。一人当たり最大で年間 24 枚配られるが、障害者や重篤者に配布されるべきであり、健康な人には配らなくてもよい。敬老会への委託品も、対象者に記念品として渡しているものであるが、市や社会福祉協議会の記念品が重複しているので、一本化するよう精査してはどうか。全体的に「あればいい事業」「なくてもいい事業」は一定の基準をもって抽出し、方向転換を検討していく必要がある。

(委員長)

「福祉専門家による福祉推進体制」から「市民による福祉推進体制」へ、大きく転換を図っていかなくてはならない。これからの少子高齢化社会における多様な福祉ニーズに的確に対応する体制は、現在の専門家主導では難しい。

(浅田委員)

福祉ニーズも多様化しており、健康状態をリサーチし、必要な人に必要なサービスを提供する体制を検討されたい。さらに厳密に審査したほうがよいのではないか。

(委員長)

介護保険は、対象者を 7 段階で分類している。厳格に審査すると一般的には介護度が上がる傾向にある。きめの細かいサービスの為には限度額も問題になっている場合がある。介護保険サービスを限度額いっぱいの利用をしても生活に支障がある人がいるので、そういった対象者を把握していく。要支援に満たない境界線上の方に対しても、予防の見地から市独自サービスを提供することで、将来的な出費が抑えられる。そのためにも対象者のニーズ調査は必要となる。

(事務局)

資料 2 の 11 頁に、「ニーズに合うか区分を調査し、実態に合ったサービスを」と意見交換内容欄に記載する。

(事務局)

基本施策ごとにご意見をいただきたい。基本施策 4 についてご意見あるか。

(委員長)

「〇保育ニーズの多様化」の課題に対する意見「認可保育園中心の対応は 1 ニーズの対応でしかない」では趣旨が伝わらない。私が申し上げたのは保育ニーズへの対応方法として認可保育園制度だけを取り上げているが、認可保育園制度で対応できない部分を無認可保育園や保育ママなどの制度で対応しているという実態もあるはずだから、認可保育園以外の保育サービスを含めて、市全体の保育ニーズへの対応を考えてほしいという意味合いである。

病児・病後時保育など難しい保育については公立機関が担うべきであるとする。保育園の民間委託を推進することには問題はないが、民間保育所ではできない特別な支援や、専門性が高い分野に関しては公立保育園が担うのが理想だ。単純に公立保育園と民間保育園を並列に扱うのではなく、公立保育園が専門性の高い機能を担ってはどうか。

(吉村委員)

病児・病後時保育に関しては八千代市が進んでいるが、佐倉市内でも今年度、東邦病院と、新規開設する専門性が高い民間保育園の 2 ヶ所が病後時保育を始めるとの説明が前回の意見交換であった。事業の進展を期待したい。

(神委員)

実態として保育園は入園の再申請ができない。認可保育園に子どもを預けられない人や、仕事がないから保育園の審査に通らず、結果的に就職できない人もいる。そういう人がどれくらいいるのか、調査したほうがよい。声の大きい人を対象とした福祉行政は推進され、本当に福祉を必要としている人の声は小さく、それに対する福祉は進まない。特に保育分野はその傾向がある。佐倉市も実態調査をされたい。

(委員長)

保育ママの制度は進んでいるか。

(事務局)

国の制度とは違う方法で実施している。家庭で自主的に保育できる人を募集して、自宅で保育ママを

やってもらっている。現在は3人程度である。

(委員長)

もっと拡充されたい。

(宇田川委員)

保育園における障害児の受け入れ状況はどうなっているのか。公立、民間保育園ともに、実績はあるのか。

(事務局)

公立、民間ともに実績があり、今年度は公立保育園で5名、民間保育園で2名を保育している。

(委員長)

基本施策5について。児童虐待で問題が起きると、自治体は対応せざるをえず、体制作りが急速に進む。一方で、問題が生じなければなかなか進まない。

(神委員)

子どもの死亡率は生後4か月までが高い。佐倉市は全戸訪問を実施しているの、そこは評価されてよい。また、資料2の意見交換内容欄に「佐倉市児童虐待防止ネットワークの関係機関と連携し、問題解決している。」とあるが、データを明示し、どの状態となれば児童虐待がなく安全な状態なのかという基準を出されたい。その基準に達していないものを、どのようにすくい上げて対応して行くかが重要である。ネットワークで対応しているから問題解決したという認識では不十分と感じる。

(事務局)

児童虐待の相談件数は232件に増え、相談窓口設置後6年間で80%超の伸び率を示している。相談内容が専門的になる傾向があることから、看護師等専門家を配置している。また、保健衛生研修会を実施したり、今年度からは学校から登校状況を提出したりしてもらっている。また、「虐待を見つけたら報告してほしい。」という啓発を市広報や地域新聞で掲載している。

(浅田委員)

全戸訪問だけで実態把握ができるか。

(委員長)

全戸訪問は99%実施できていても、残りの1%で虐待が発生している可能性が高い。やりかたを検討して実施100%としてほしい。

(高橋委員)

母親・父親教育も重要だ。研修会があっても、本当にそれが必要な人は足を運ばない。研修が必要な対象者を見つけ、根本的な教育等を実施できる機会があればよい。地域性も影響するだろうが、区長など地域のネットワークを強化していかなければ根本的な解決につながらないのではないだろうか。

(委員長)

アウトリーチ活動が重要である。支援が必要な方に対し、制度が適切に行き届くようにされたい。全戸訪問を達成したくても漏れてしまう家庭があるが、そこにこそニーズがある。支援が必要な人に行き届くような、きめこまかい活動を検討されたい。

(目等委員)

「佐倉市児童虐待防止ネットワーク」に類似する機関は県にも設置されている。こちらにも積極的に活用されたい。

(神委員)

市から県、国と上がっていくほど対応が悪くなっていくという傾向はある。

(高橋委員)

児童虐待に関しては、日本では親の権利がとても強いことも問題であろう。

(神委員)

保護した子どもが家に帰りたいたいと言うからと安易に帰し、そこで問題が起きるなど、関連機関の専門性の低さも問題である。

(高橋委員)

児童相談所の機能は以前よりは強化されたが、職員によって対応が違う場合もある。

(神委員)

施設長が専門家ではない場合も多い。市だけで対応するのではなく、県や国にも対応を要請されたい。一丸となって、全戸訪問で取りこぼす残り1%のニーズをすくいあげる必要がある。

(委員長)

基本施策6については、多様な保育ニーズがあり、そのニーズに対応するためにファミリーサポートセンター制度がある。保育サービスは、ファミリーサポートセンター以外の方策も必要であり、市民による福祉推進社会の一端として捉え、全てのニーズに対応できる保育サービス体制を構築されたい。

(吉村委員)

互助の精神が必要である。ホームページという媒体をより活用して、制度を利用しやすくされたい。保育園の利用ができない時などに、補完的にファミリーサポートセンターを活用できるようになるためには、保護者が情報を引き出す最も有効な手段としてのホームページの充実・活用に向けた支援を図られたい。

(委員長)

ベビーシッター制度を浸透させるのはどうか。ちょっと時間が空いた大人がベビーシッターとなる。日本の家庭は他人を入れるのをいやがるが、知り合いなら許容できるのが地域の強みである。一人っ子時代を迎え、高校生程度の年齢の人がベビーシッターとなる能力を、地域で育む契機にもなる。ファミリーサポートセンターに代表するような、互助の精神を地域にもっと広げていく必要がある。

(吉村委員)

ファミリーサポートセンターの協力会員を若い人に広げていく。適切な研修を受けてもらうことで、責任を持ってもらう。育児不安を解消するための教育ともなる。

(委員長)

育児不安を持つ親の子は成人して育児不安になる可能性がある。様々な場面で育児の経験をすることは重要であり、社会の仕組みとして構築していくのは大変だが、実験的に実施してみるのもよい。

(目等委員)

ファミリーサポートセンター制度の利用率は地域間でばらつきがあり、それを穴埋めしていく必要がある。ファミリーサポートセンター制度を市全域に浸透させる必要があるのではないか。

(事務局)

例えば、教育分野で赤ちゃんを抱っこする体験を推進することも可能である。

(神委員)

福祉行政は教育行政ときっちり線引きしている傾向にあるが、本来は連携していくものである。自分がどう子育てをするのか、他の親がどう接しているのかを知る。そういう認識を育む体験を得るためにもファミリーサポートセンター制度は役に立つ。

(宇田川委員)

地域と学校の連携で、児童虐待防止を未然に防ぐようにしたい。日常の中でも虐待の未然防止の推進は可能だ。佐倉市は子どもの見守りパトロールを実施しており、例えば児童の服が汚れていた場合に家をつきとめて学校に連絡するなど、地域の間ができる活動も少なくない。学校と地域が連携すれば、より効果的に虐待を発見できる。

(委員長)

基本施策7については、地域と市民が主導する福祉体制について書き加えられたい。また、重要性の低くなった事業から重要な事業に重点的に予算配分を変更する必要がある。その際、サービスが縮小した部分を地域の福祉活動でフォローするような体制も構築し、制度として遺漏がないように設計していく必要がある。

(事務局)

単身世帯の状況を把握に努力はしているが、制度のはざまにいる方達のニーズも把握する必要がある。

(浅田委員)

高齢者福祉は新しい視点が必要になると、福祉部長が意見交換の場で発言していたと思うが、より具体的に検討されたい。

(宇田川委員)

7-3 頁に市内 5 カ所にある地域包括支援センターの認知度が示されている。平成 23 年度は 27%で、平成 27 年度の目標値が 31%であるが、これをもっと向上させるような具体的な取り組みが必要である。行政の地域包括支援センターに対する期待度は高いが、同センターには有資格者は 5 名しかいないと聞いたことがある。ネットワークを構築しろと言われても人数が少なすぎる。ネットワークづくりは主に市が対応したうえで、具体的な活動方策を地域包括支援センターに考えさせるべきだ。

地域包括支援センターは、数年前までは高齢者福祉課内にその機能があった。その頃は地域包括支援センターには情報が沢山あったが、今はほとんど情報が来ておらず、一般市民と同程度の情報しか有していない。佐倉市は地域包括支援センターを地域福祉の要と言うが、それならば広報を含めてもっと力を入れて行くべきだ。いきなり 100%とは言わないが、市民認知度 31%は、低い値であるので、向上させる対策をとりたい。

(委員長)

何をやっているのかわかりづらい名称にも問題がある。「佐倉市高齢者支援センター」というような、一見して実施内容がわかる名称にすれば、もっと利用が増えるだろう。

(宇田川委員)

市の機関だと言うイメージを強烈に発する名称がよい。

(委員長)

「愛とぴあセンター」「さくらぴあ」とか親しみやすい名称にする手もある。「地域包括支援センター(愛称○○○)」として認知度を高める方法も考えられる。

(事務局)

市域をいくつかのエリアに分けて、各センターの対象地区がわかりやすいようにしている狛江市のような例もある。

(目等委員)

7-52 頁「センターは国の設置基準(高齢者人口)を上回っている圏域がある」とあるが、どういう意味か。

(事務局)

国基準では対象者 3~6 千人あたり 1 カ所設置するとある。しかし、創設して 5 年経ち、高齢化も伴って対象者 7 千人に 1 カ所と変遷しており、国基準より 1 カ所で所管する対象者が多くなっている。

(神委員)

地域包括支援センターから意見をもっと吸い上げて、福祉行政に反映するようにされたい。行政が上位に立つという姿勢ではなく、連携の視点、窓口感覚などを含め、どのように協働していくかを検討されたい。結果として、その方が財政的な負担も軽減されるのではないか。市民には受給する権利があり、提供してあげるといふ姿勢であってはならない。不要な福祉サービスは廃止するとともに、必要な福祉サービスをどう重点化していくか、制度の狭間からこぼれていく人をどうフォローしていくか。

(高橋委員)

幼児教育の場合と同様に、高度化、中核化を図るための体制作りが重要である。地域包括支援センター 5 カ所がうまく拠点となればよい。責任の所在がばらばらの体制で進むと、ニーズが多すぎて方策が散漫になる。佐倉市は地域包括支援センターを中心に地域福祉を実施し、市はその支援をするという体制づくりをより強力に進められたい。

(宇田川委員)

地域包括支援センターは市の出先機関であるが、社会福祉法人が受託者である。高齢者福祉課が所管する市の機関でありながら、地域の誰が要支援者なのかといった情報すら持っていない可能性もある。地域の情報は地域包括支援センターに集め、民生委員も適宜それを活用できるシステムがあるとよい。

(目等委員)

要支援の認定審査に際しては、地域包括支援センターの職員が市の調査員と同席し、その後も市の職員が 2 回訪問している。だから全く連携していないとは言えないが、もっと緊密に連絡をとるようにしてほしい。

(委員長)

「市民による福祉」を推進するには中核が必要だ。子ども施策はファミリーサポートセンター、高齢

者施策は地域包括支援センターに拠点を置く。統合していけば元気なお爺ちゃんが保育を手伝う、中学生が老人介護をするなど、これまで別個に進めていた福祉施策が一緒に進む可能性も秘めている。佐倉市独自の福祉行政となる。

(目等委員)

北九州市の先行事例があると思うので調査してほしい。

(委員長)

基本施策 8 について意見はあるか。

(宇田川委員)

敬老のつどいの参加率は 30%。対象者全体の 30%は介護が必要な人と考えられることから、残る 4割が純粋に敬老会に参加しない人と言われている。そのような状況を考えれば、参加率が一概に低いとは言えないが、介護が必要な人にも参加してもらえる敬老の集いを検討してもいいのではないか。やみくもに敬老の集いを廃止するのではなく、地域に密着したやり方を試みる。参加率が非常に高い地区もある。例えば、車いすでも参加できるように環境を整える。元気な人のための敬老会ではない。

(高橋委員)

敬老会に時間や労力をかけすぎるといえるものか。事業廃止ではなく、力を入れ過ぎず、対象者を拵げすぎず、何かに重点化するという方法もある。

(宇田川委員)

敬老のつどいでは民生委員も事業の中心にいるが、民生委員にとっては、この運営事務が負担になっている場合がある。また、敬老のつどい時に配付される記念品も、市と地区社協で重複しており、ひとつに絞ってもよいのではないか。支出を少しでも抑制できるのではないか。

(浅田委員)

高齢者というだけで一律にサービスするのではなく、対象者を調査してどういう層にどういうサービスを提供するか研究したほうが良い。

(目等委員)

いずれにしても敬老会はマンネリ化しており、地域の実状に沿ってどう運営すべきかを精査した方が良い。

(神委員)

毎年同じでなく、年度毎に企画内容を変えても良い。若者の主催にして、民生委員の仕事を学ぶなど社会の活動を学ぶ手段の要素を加えていくなどはどうか。

(目等委員)

うまく実施している地域のノウハウを、社会福祉協議会が取り上げて他の地域に啓発していくと良い。

(委員長)

基本施策 11 については、介護保険制度は法に則って実施しなくてはならないが、きめこまやかな対応をするには、市の独自の対応が求められる。法令上問題がない範囲で柔軟に対応されたい。市の制度でまかなえない所を市民による地域福祉でフォローする必要もある。

(目等委員)

11-28 頁、11-34 頁は、担当課は敬老会を重点化、拡大していくべきと判断しているが。

(委員長)

対象人数が増加するので自然と事業は拡大するという判断だろう。

(宇田川委員)

介護のヘルパーは慢性的に人員不足にある。佐倉市は特養施設を設置し、入所を待っていた人には喜ばれた。但し、施設の新設は、マンパワー不足を更に深刻化させ、ヘルパー獲得合戦となる。社会福祉協議会でヘルパー養成事業を実施しているが、もっと力を入れてほしい。マンパワーの供給が需要に追いつけないと介護の質が落ちて行く。

(委員長)

ヘルパー不足は収入が少ないことも要因である。介護報酬の問題は社会的な課題となっている。資格はあるが働かない、子どもを育てることができるほどの収入にならないから、結婚したらヘルパーを辞

める等はよくある。保険料と税金でまかなわれている制度であるから、もっと給料を高くしてもいいのではないか。年収 200 万円が 400 万円に上がればヘルパー不足はきっと改善される。

(神委員)

収入の割には拘束時間も長いし、仕事もきつい。資格を有していても、ヘルパーとしての自覚や教育が不足しがちだから虐待も増える。

(宇田川委員)

介護保険のメニューは多いが、ヘルパー不足の問題は対策を考えなければならない。

(委員長)

基本施策 1 について追加すべき意見はあるか。

(宇田川委員)

地域福祉コーディネーターについてはどうか。

(委員長)

佐倉市では現在は実施していないという話であった。

(宇田川委員)

福祉部では別の方向性でそれに代わる制度を考えているとのことだが、具体的な案は出ているのか。

(事務局)

内部で検討組織を設け、地域福祉コーディネーターの問題を含めて、今後、地域福祉をどう進めていくかを検討している。具体的なビジョンがまだ提案されていない。

(委員長)

地域ごとに設置される福祉コーディネーターの役を民生委員が担うケースが容易に想像されるが、民生委員とコーディネーターの兼務では忙しくてやりきれない。ボランティア性の高い地域福祉支援員をもっと増やすなど地域での担い手を横に広げていく必要がある。

(目等委員)

コーディネーターの設置を 27 年度目標としているが、時期を早めるように要請したい。

(委員長)

事務局で、次回までに本日の議論を整理し、意見書案として提出してほしい。これで第 6 回行政評価懇話会を終了する。

[傍聴退席]

## (2) その他

次回のスケジュール調整

(18 時 50 分終了)